<u>第4章</u>

地域医療構想の取組

1	地域医療構想の策定と構想の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	241
2	令和7 (2025) 年の医療需要と医療提供体制 ・・・・・・	242
3	病床の機能の分化及び連携の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	249
4	病床の機能に関する情報提供の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	252
5	「高度医療・人材育成拠点」の整備について(基本計画の概要) ・・・	253

1 地域医療構想の策定と構想の推進

令和7(2025)年には、団塊の世代の方々が75歳以上となり、人口の3割以上が65歳以上の高齢者となります。今後、この超高齢社会が進行するにつれ、医療や介護を必要とする方がますます増加すると推計されますが、現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分な対応ができないと見込まれます。

高度な急性期医療が必要となった場合は、拠点となる医療機関において質の高い医療や手厚い看護が受けられるように、また、全ての県民が住み慣れた地域で安心して暮らし、人生の最終段階まで身近な地域で適切な医療・介護サービスを受けることができる環境を整備していくことが喫緊の課題になっています。

このため、令和7(2025)年を見据え、限られた医療・介護資源を効率的に活用するため、

- ① 病床の機能の分化及び連携の促進による質の高い医療提供体制の整備
- ② 在宅医療の充実をはじめとした地域包括ケアシステムの確立
- ③ 医療・福祉・介護人材の確保・育成

を取組の基本方針とする「広島県地域医療構想」を平成28(2016)年3月に策定しました。

◆◆地域医療構想の実現に向けた推進体制◆◆

本県では、地域医療構想を策定する段階から、二次保健医療圏(構想区域)ごとに、診療に関する学識 経験者の団体及び医療・介護関係者、医療保険者、その他の関係者等との連携を図り、地域の実情を反映 させるための協議を行う場として「地域医療構想調整会議」を設置しています。

令和 7(2025)年における医療・介護サービスのあるべき姿の実現に向けて、地域医療構想調整会議において、毎年度、構想の達成状況を確認するとともに今後の取組を協議し、その協議結果を踏まえて個々の医療機関が自主的に取組を進めるなど、各地域の実情に応じた協議を継続していきます。

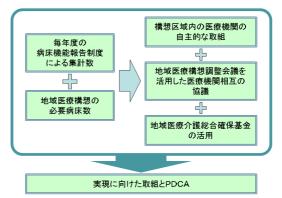
また、地域医療構想を実現するためには、地域の 医療・介護を支える医療関係機関、介護事業者や市 町、医療・介護保険者はもとより、患者・家族であ る県民全体が共に地域の課題を共有するとともに 目指す姿を協議していくことが重要です。

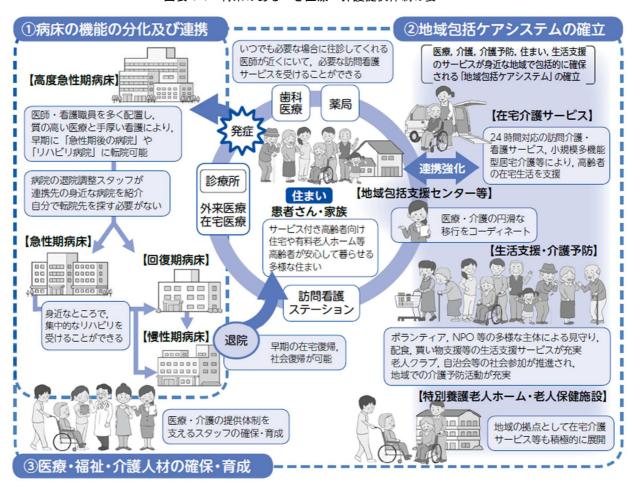
なお、地域医療構想は保健医療計画の一部ですが、 現在の地域医療構想の取組の期間は令和7(2025) 年度までとなっているため、当該年度までは引き続き、現在の地域医療構想の取組を継続します。

令和8(2026)年度以降については、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる令和22(2040)年頃を視野に入れつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想を策定する必要があることから、現在の地域医療構想の取組の成果や国における検討・制度的対応を踏まえ、策定に向けた検討を行います。



地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組(イメージ)





図表 4-1 将来のあるべき医療・介護提供体制の姿

2 令和7(2025)年の医療需要と医療提供体制

1 令和7 (2025) 年の医療需要の推計方法

令和7(2025)年における一般病床及び療養病床に係る病床の機能区分(「3 病床機能報告制度の状況」参照)ごとの医療需要(推計入院患者数)については、構想区域ごとに厚生労働省から示される基礎データを基に推計します。

このうち、高度急性期機能、急性期機能及び回復期機能の医療需要については、平成 25 (2013) 年度のNDBのレセプトデータ及びDPCデータを患者住所地別に配分した上で、当該構想区域ごと、性・年齢階級別の年間入院患者延べ数(人)を 365 (日)で除して 1 日当たり入院患者延べ数を求め、これを性・年齢階級別の人口で除して入院受療率を求めます。この性・年齢階級別入院受療率を病床の機能区分ごとに算定し、当該構想区域の令和7 (2025) 年における性・年齢階級別人口で除したものを総和することによって将来の医療需要を推計します。

令和7(2025)年の病床の機能区分ごとの医療需要の推計方法

構想区域の令和7(2025)年の医療需要 =

〔当該構想区域の平成 25 (2013) 年度の性・年齢階級別の入院受療率 × 当該構想区域の令和7 (2025) 年の性・年齢階級別推計人口〕を総和したもの

なお、慢性期機能の医療需要については、全国の入院受療率に地域差が生じていることから、この差を 一定の幅の中で縮小させることとします。

2 令和7 (2025) 年における病床数の必要量(必要病床数:暫定推計値)

令和7(2025)年の医療需要の推計は、「図表 4-3 各構想区域における令和7(2025)年の各機能区分別の医療需要に対する医療供給」のとおり、「①令和7(2025)年における医療需要(当該構想区域に居住する患者の医療需要)<患者住所地ベース>」、「②①の医療需要に対し、現在の医療提供体制が変わらないと仮定した場合の他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したものく医療機関所在地ベース>」、「③将来のあるべき医療提供体制を踏まえ他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したもの」の順に検討します。

将来のあるべき医療提供体制は、地域医療構想の基本理念である地域完結型の医療提供体制の構築を基本として、患者住所地ベースの医療需要に基づき確保することとします。

ただし、高度急性期機能にあっては、医療資源に限りがあることなどを鑑みると、構想区域内で自己完結する医療提供体制の確保は困難が予想されかつ非効率であることから、現在の医療提供体制が変わらないと仮定し、医療機関所在地ベースの医療需要に基づき確保することとします。

そして、令和7(2025)年における病床数の必要量(必要病床数)は、③により算出された医療需要を病床稼働率(高度急性期75%、急性期78%、回復期90%、慢性期92%)で割り戻して求めます。

以上の考え方に基づいて推計すると、令和7(2025)年における広島県の必要病床数は 28,614 床となり、医療機能別では高度急性期 2,989 床、急性期 9,118 床、回復期 9,747 床、慢性期 6,760 床となります。

本県では、この推計値を必要病床数(暫定推計値)としつつ、引き続き検証していき、不足する機能を充足するよう病床の機能の分化及び連携を推進します。

なお、慢性期機能の必要病床数は、国の「療養病床の在り方等に関する検討会」の動向や本県が実施した医療療養病床入院患者の実態調査の結果を踏まえると、現状では慢性期医療を入院医療と在宅医療とに明確に区分することが難しいため、6,760 床以上とします。

令和7(2025)年における広島県の必要病床数(暫定推計値) 28,614 床 以上

【医療機能別の必要病床数】

◆ 高度急性期(医療機関所在地ベース) 2,989 床
 ◆ 急性期(患者住所地ベース) 9,118 床
 ◆ 回復期(患者住所地ベース) 9,747 床
 ◆ 慢性期(患者住所地ベース) 6,760 床以上

図表 4-2 慢性期の必要病床数の推計パターン

推計パターン	推計方法		
パターンA	全ての構想区域の入院受療率を全国最小値(県単位)まで低下させる。		
パターンB	構想区域ごとに入院受療率と全国最小値(県単位)との差を一定割合解消させることとするが、 その割合については全国最大値(県単位)が全国中央値(県単位)にまで低下する割合を一律に 用いる。		
パターンC	次のいずれの要件にも該当する構想区域は、入院受療率の地域差解消の達成年次を令和 12 (2030) 年とすることができる。その場合、令和 12 (2030) 年から比例的に逆算した令和 7 (2025) 年の 入院受療率により推計する。 要件 1:慢性期病床の減少率が全国中央値よりも大きい 要件 2:高齢者単身世帯割合が全国平均よりも大きい		

図表 4-3 各構想区域における令和7 (2025) 年の各機能区分別の医療需要に対する医療供給

	四4 4 5		一个(2023)十0万分成形	2000年末间文10万万	
			令和7(2025)年における医療供給(医	療提供体制)
		令和7 (2025) 年に	現在の医療提供体制が変	将来のあるべき医療提供	
		おける医療需要			た 中 本 の 心 亜 旱
		(当該構想区域に居住	わらないと仮定した場合	体制を踏まえ他の構想区域に呼れる。	病床数の必要量
	区分		の他の構想区域に所在す	域に所在する医療機関に	(必要病床数
		する患者の医療需要)	る医療機関により供給さ	より供給される量を増減	: 暫定推計値)
			れる量を増減したもの	したもの	
		患者住所地ベース	医療機関所在地ベース	基本的な考え方の数値	③/病床稼働率(床)※
		① (人/日)	② (人/日)	③ (人/日)	
	高度急性期	2, 228	2, 239	2, 239	2, 989
_	急性期	7, 108	7, 184	7, 108	9, 118
広島県	回復期	8, 770	8, 951	8, 770	9, 747
	慢性期	6, 216	6, 281	6, 216	6, 760 以上
	病床計	24, 322	24, 654	24, 333	28, 614 以上
	在宅医療等	46, 794	47, 043	46, 794	
	高度急性期	1, 087	1, 188	1, 188	1, 585
	急性期	3, 308	3, 504	3, 308	4, 242
広	回復期	4, 055	4, 266	4, 055	4, 506
島	慢性期	2, 511	2, 368	2, 511	2,730 以上
	病床計	10, 962	11, 327	11, 063	13,063 以上
	在宅医療等	23, 723	24, 271	23, 723	
	高度急性期	104	116	116	156
	急性期	319	356	319	410
広島西	回復期	463	521	463	515
島	慢性期	439	677	439	478 以上
凸	病床計	1, 326	1, 671	1, 338	1,559以上
	在宅医療等	2, 075	2, 145	2, 075	1,000 13.12
	高度急性期	215	215	215	287
	急性期	668	661	668	858
	回復期	804	790	804	894
呉	慢性期	691	537	691	751 以上
	病床計	2, 378	2, 202	2, 378	2,790 以上
	在宅医療等	4, 513	4, 184	4, 513	2,700 81
	高度急性期	149	91	91	122
	急性期	524	419	524	672
点	回復期	610	516	610	678
島	慢性期	615	700	615	669 以上
広島中央	病床計	1, 897	1, 726	1, 839	2,141 以上
		2, 729	2, 772	2, 729	2, 141 以上
	在宅医療等	100		101	242
	高度急性期	198 706	181 733	181 706	242 905
	急性期 回復期	892	954	892	905
尾三		892 667	954 660	892 667	726 以上
=	慢性期 病床計	2, 462	2, 528	2, 445	2, 864 以上
					2,004 以上
	在宅医療等	4, 388	4, 340	4, 388	504
7=	高度急性期	407	393	393	524
福山・府中	急性期	1, 319	1, 256	1, 319	1, 691
	回復期	1, 656	1, 636 884	1, 656	1, 840
	慢性期	897		897	976 以上
	病床計	4, 279	4, 168	4, 264	5,031以上
	在宅医療等	7, 688	7, 707	7, 688	70
	高度急性期	67	55	55	73
	急性期	265	255	265	340
備	回復期	290	269	290	323
北	慢性期	395	455	395	430 以上
	病床計	1, 017	1, 033	1,005	1,166以上
	在宅医療等	1, 678	1, 625	1, 678	
火油压	逐働多け品度争性期	1機能 /5% 急性期機能 78%	、回復期機能90%、慢性期機	配 92%とする。	

[※]病床稼働率は高度急性期機能 75%、急性期機能 78%、回復期機能 90%、慢性期機能 92%とする。
※③の高度急性期は「医療機関所在地ベース (②)」、③の急性期・回復期・慢性期は「患者住所地ベース (①)」の推計値を選定。
※慢性期機能の医療需要・必要病床数は、広島、広島中央、福山・府中地域はパターンB、広島西、呉、尾三、備北地域はパターンCで推計。
※医療需要(①~③) は小数点以下を四捨五入、必要病床数(③/病床稼働率)は切り上げにより、数値を表示している。

そのため、表の各項目の計と病床計、③を病床稼働率で割り戻した数値と必要病床数が一致しない場合がある。

3 病床機能報告制度の状況

平成 26 (2014) 年度から国(厚生労働省)において開始された病床機能報告制度は、一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所が、病棟ごとに図表 4-4 の4つの機能の中から自らの判断により「現状」と「将来の予定」を選択するほか、医療機関ごとに構造設備、人員配置等に関する項目及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告するものです。

毎年度、地域医療構想調整会議において地域医療構想における必要病床数(暫定推計値)と現況を比較 して、不足する医療機能の充足に向けた取組について協議を行います。

医療機能	医療機能の内容		
高度急性期	〇急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能		
急性期	〇急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能		
回復期	〇急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 〇特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頚部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を 目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)		
慢性期	〇長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 〇長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者又 は難病患者等を入院させる機能		

図表 4-4 病床機能報告制度における医療機能

図表 4-5 令和4(2022)年7月1日時点の機能区分別病床数

区 分		全体	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等
広島県		30, 214 床	4, 464 床	10,875床	6,342 床	7, 738 床	795 床
		100.0%	14. 8%	36.0%	21.0%	25. 6%	2. 6%
広島	広島市、安芸高田市、府中町、 海田町、熊野町、坂町、安芸 太田町、北広島町	12, 584 床	2,612床	4,399 床	2,603 床	2,654 床	316 床
ЖШ		100.0%	20. 7%	35.0%	20. 7%	21. 1%	2. 5%
広島西	大竹市、廿日市市	1, 954 床	270 床	509 床	185 床	972 床	18 床
瓜田四		100.0%	13. 8%	26. 1%	9. 5%	49. 7%	0. 9%
呉	 呉市、江田島市 	3, 275 床	312 床	1,358 床	616 床	866 床	123 床
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		100.0%	9. 5%	41.5%	18. 8%	26. 4%	3.8%
広島	竹原市、東広島市、 大崎上島町	2, 404 床	238 床	666 床	553 床	867 床	80 床
中央		100.0%	9. 9%	27. 7%	23. 0%	36. 1%	3. 3%
尾三	 三原市、尾道市、世羅町	3, 336 床	353 床	1, 200 床	848 床	790 床	145 床
75_	一次们、	100.0%	10. 6%	36.0%	25. 4%	23. 7%	4. 3%
福山・	福山市、府中市、 神石高原町	5, 123 床	645 床	2, 160 床	1,322 床	883 床	113 床
府中		100. 0%	12. 6%	42. 2%	25. 8%	17. 2%	2. 2%
備北	三次市、庄原市	1,538床	34 床	583 床	215 床	706 床	0床
NHI 40		100.0%	2. 2%	37. 9%	14. 0%	45. 9%	0.0%

図表 4-6 病床機能報告による病床数と令和7 (2025) 年における必要病床数の比較

(単位:床)

	(単位:床					
		令和4 (2022) 年に	令和7 (2025) 年に	令和7 (2025) 年に	令和7 (2025) 年に	
区分		おける機能別病床数	おける必要病床数	向けた病床数の	向けた病床数の	
		(病床機能報告)	(暫定推計値)	過不足	増減率	
		1)	2	3 (1)-2)	4 (-3/1)	
	高度急性期	4, 464	2, 989	1, 475	△ 33%	
	急性期	10, 875	9, 118	1, 757	△ 16%	
広	回復期	6, 342	9, 747	△ 3, 405	54%	
広島県	慢性期	7, 738	6, 760	978	△ 13%	
乐	休棟等	795	0,700	795		
	病床計	30, 214	28, 614	1, 600	△ 5%	
	高度急性期	2, 612	1, 585	1, 027	△ 39%	
	急性期	4, 399	4, 242	157	<u> </u>	
広	回復期	2, 603	4, 506	△ 1, 903	73%	
島	慢性期	2, 654	2, 730		△ 3%	
	休棟等	316	2,700	316		
	病床計	12, 584	13, 063	△ 479	△ 4%	
	高度急性期	270	156	114	<u> </u>	
	急性期	509	410	99	<u> </u>	
広	回復期	185	515	△ 330	178%	
広島西	慢性期	972	478	494	△ 51%	
23	休棟等	18		18		
	病床計	1, 954	1, 559	395	△ 20%	
	高度急性期	312	287	25	△ 8%	
	急性期	1, 358	858	500	△ 37%	
	回復期	616	894	△ 278	45%	
呉	慢性期	866	751	115	△ 13%	
	休棟等	123		123		
	病床計	3, 275	2, 790	485	△ 15%	
	高度急性期	238	122	116	49%	
広	急性期	666	672	Δ 6	1%	
島	回復期	553	678	△ 125	23%	
島中央	慢性期	867	669	198	△ 23%	
火	休棟等	80		80		
	病床計	2, 404	2, 141	263	△ 11%	
	高度急性期	353	242	111	△ 31%	
	急性期	1, 200	905	295	△ 25%	
尾	回復期	848	991	△ 143	17%	
Ξ	慢性期	790	726	64	△ 8%	
	休棟等	145		145		
	病床計	3, 336	2, 864	472	△ 14%	
1-	高度急性期	645	524	121	19%	
福山	急性期	2, 160	1, 691	469	△ 22%	
-	回復期	1, 322	1, 840	△ 518	39%	
府	慢性期	883	976	△ 93	11%	
中	休棟等	113	E 001	113	A 00/	
	病床計	5, 123	5, 031	92	△ 2% 115%	
	高度急性期	34 583	73	△ 39 243		
1-41-	急性期	215	340 323	∠43 △ 108	<u>△ 42%</u> 50%	
備北	回復期	706	430	276		
46	慢性期 休棟等	0	430	0	△ 39%	
		1, 538	1, 166	372	△ 24%	
	病床計	1, 538	1, 100	3/2	<u> </u>	

※慢性期機能の必要病床数:広島、広島中央、福山・府中地域はパターンB、広島西、呉、尾三、備北地域はパターンCで推計。

4 病床の機能分化・連携の推進による在宅医療等の追加的需要

地域全体で治し、支える「地域完結型」医療への転換を図る中で、将来、介護施設や高齢者住宅、更には外来医療を含めた在宅医療等の医療・介護ネットワークでの対応が追加的に必要となると想定される患者数は、令和7(2025)年の段階で1万200人程度と見込まれます。

なお、この患者数(以下「在宅医療等の追加的需要」という。)は、「図表 4-3 各構想区域における令和7(2025)年の各機能区分別の医療需要に対する医療供給」の在宅医療等の推計患者数に含まれています。

保健医療計画、ひろしま高齢者プラン(介護保険事業支援計画)及び市町の介護保険事業計画の整合性のとれた整備目標を検討するため、厚生労働省から示されたデータによると、令和7(2025)年における市町別の患者数は、次のとおりです。

図表 4-7 在宅医療等の追加的需要

(単位:人/日)

区分	市町名	在宅医療等の追加的需要			
		計	(再掲) 65 歳以上	65 歳以上 の割合	
	広島市	4, 484	4, 133	92%	
	安芸高田市	152	146	96%	
	府中町	172	157	92%	
	海田町	92	84	91%	
広島	熊野町	109	103	95%	
	坂町	51	48	93%	
	安芸太田町	36	35	97%	
	北広島町	91	87	96%	
	小 計	5, 188	4, 794	92%	
rt	大竹市	124	119	96%	
広 島 西	廿日市市	474	452	96%	
И	小 計	597	571	96%	
	呉市	787	735	93%	
呉	江田島市	98	93	95%	
	小 計	885	828	94%	

区分			療等の追加的需要	
		計	(再掲) 65 歳以上	65 歳以上 の割合
	竹原市	129	124	96%
広島	東広島市	633	587	93%
広島中央	大崎上島町	40	39	97%
	小 計	803	750	93%
	三原市	345	324	94%
尾	尾道市	496	467	94%
尾三	世羅町	64	61	95%
	小 計	905	852	94%
福	福山市	1, 140	1, 044	92%
山	府中市	116	109	94%
· 府	神石高原町	32	31	96%
中	小 計	1, 288	1, 184	92%
	三次市	296	285	96%
備北	庄原市	223	217	97%
	小 計	519	502	97%
•	合 計	10, 185	9, 481	93%

[※]厚生労働省「医療計画の見直し等に関する検討会」において示された、介護施設・在宅医療等の新たなサービス必要量に関する 考え方に基づいて試算した

[※]小数点以下を四捨五入しているため、各項目の合計値と計、合計が一致しない場合がある

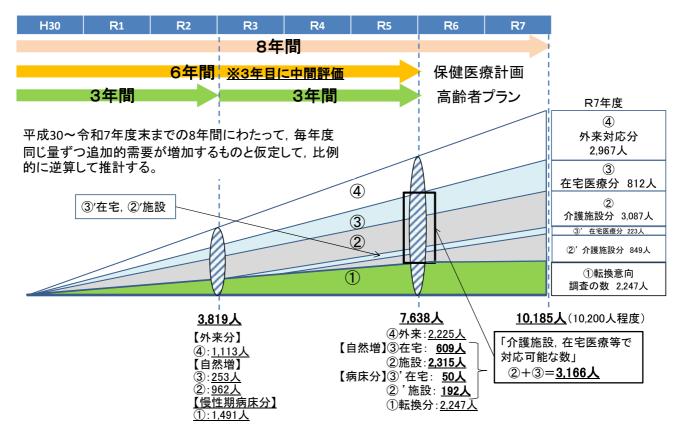
【計画期間におけるサービス必要量と体制整備】

計画期間におけるサービス必要量は、平成 30 (2018) 年から令和7 (2025) 年までの 8 年間(一部地域では令和 12 (2030) 年までの 13 年間)、毎年度、同じ量ずつ追加的需要が増加するものと仮定し、サービス必要量を比例的に逆算して推計することとされています。

このサービス必要量について、さらに①療養病床からの転換、②介護施設、③在宅医療、④外来医療のサービスごとに推計し、それぞれ関連する計画において、整備方針等を検討しています。

①の療養病床からの転換については、市町と連携して円滑な転換を図ることとします。

また、②介護施設、③在宅医療での対応が見込まれる部分は、保健医療計画の「療養病床及び一般病床に 係る基準病床数」の算定にも反映させています。



図表 4-8 追加的なサービス必要量の推計

3 病床の機能の分化及び連携の促進

病床の機能の分化及び連携については、地域の医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により推進していくことが前提であり、地域医療構想調整会議に設置した「病院部会」において、各医療機関が担う 医療機能の役割分担に係る検討を促進していきます。

現状と課題

1 病床の機能の分化及び連携の促進

現在の一般病床、療養病床の区分では、それぞれの医療機関が担っている機能が見えにくいため、地域 の病院や診療所がどのように役割分担しているのか不明瞭になっています。

病床の機能の分化については、各医療機関が病床機能報告及び地域医療構想を踏まえて、構想区域内における自院の役割及び病床機能を選択し、他の医療機関との連携を図るとともに、地域の医療・介護サービスのネットワーク化を進めていく必要があります。

中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により 病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、地域の実情に応じた質の高い効率的 な医療提供体制を構築する必要があります。

2 医療機関の施設・設備整備の推進

本県では、令和7(2025)年には全ての構想区域において回復期機能の病床が不足すると見込まれることから、不足する病床機能を充足させていく必要があります。

3 疾病別・事業別の医療機能の分化と連携の促進

疾病別・事業別の観点においても、診療密度が特に高い高度急性期については構想区域を越えた連携体制を充実・強化する必要がありますが、急性期、回復期及び慢性期については、患者や家族の身近なところでサービスの提供が受けられる体制が必要となります。

一方、同一構想区域内で複数の基幹病院が重複した機能を果たしている場合は、基幹病院間の役割分担 を明確にしていく必要があります。

緊急性の高い脳卒中、急性心筋梗塞を含む救急医療については、当該診療を行う医療機関までのアクセス時間等を考慮し、構想区域を越えた連携も必要となります。

4 慢性期及び在宅医療等の患者へのサービス提供体制の確保

県内の療養病床の実態調査の結果によると、在宅(居宅)での医療・介護サービスを受けることで療養生活の継続が可能と考えられる患者の割合は低く、こうした患者や家族を支える医療・介護サービスの提供体制の確保・充実が必要となります。

令和7(2025)年における必要病床数は、前述しているとおりですが、慢性期医療、特に療養病床に 入院している患者に対する適切な医療・介護サービスの提供が求められます。

地域医療連携推進法人の認定制度 5

平成 27(2015)年の医療法改正により、医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医 療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人制度が創設されました。

本県では、全国初となる地域医療連携推進法人として、平成29(2017)年4月2日に三次市及び庄 原市を医療連携推進区域とする備北メディカルネットワーク(参加病院:市立三次中央病院、庄原市立西 城市民病院、三次地区医療センター、総合病院庄原赤十字病院)を認定しました。

備北メディカルネットワークでは、①医療従事者を確保・育成する仕組みづくり、②地域包括ケアの推 進、③共同購買の仕組みづくり、④共同研修の仕組みづくり等の地域医療連携推進業務に取り組むことと しています。

病床の機能の分化及び連携を進めるためには、そのツールである地域医療連携推進法人制度の活用を含 め、様々な連携のあり方を検討し、地域特性に応じた医療・介護提供体制を構築していく必要があります。

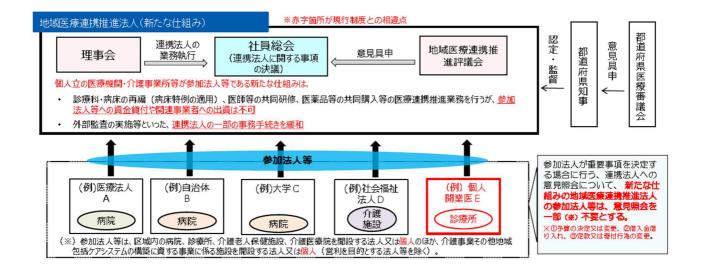
図表 4-9 地域医療連携推進法人の概要

地域医療連携推進法人制度の見直し

【見直し内容】

- 個人立医療機関・介護事業所等の参加を可能とする仕組みを導入
- ・個人立医療機関は個人用資産と医療用資産の分離が困難であること等に鑑み、<u>カネの融通(「資金の貸付」「出資」)は不可</u>(ヒト・モノのみ)とする。 ・カネの融通をしない場合には、公認会計士又は監査法人による外部監査を原則として不要とし、また、参加法人が重要事項を決定する場合の地域医療連携推 進法人への意見照会のうち、一部を不要(*)とする。
- (※)意見照会が不要となる事項は①予算の決定又は変更、②借入金借り入れ、③定款又は寄付行為の変更。
- その他、事務負担の軽減のため、代表理事再任時の手続きを緩和
- ・具体的には、代表理事の選任時に求められる都道府県知事の認可及びその際の都道府県医療審議会への意見聴取を、再任時には不要とする。

【施行日】令和6年4月1日



目標

指標名	現状値	目標値
県内全ての公立・公的・民間医療機関の対応	[R4] 12%	「R7] 100%
方針の策定率※	[[[4]]] 1270	[17] 10070

[※]既に対応方針の策定率が100%に達している場合は、策定した対応方針の実施率等とする。

施策の方向

1 病床の機能の分化及び連携の促進

各医療機関においては、病床機能報告制度による同一構想区域内の他の医療機関の状況を参考に、地域における自院の病床機能を客観的かつ相対的に位置付け、地域医療構想の実現に向けて主体的に病床機能の選択を行います。

各構想区域に設置した地域医療構想調整会議や病院部会において、地域の関係者が地域の実情に応じて将来必要となる医療・介護提供体制の実現に向けて継続して協議・調整を行っていくとともに、平成 30 (2018) 年度に設置した県単位の地域医療構想調整会議を活用し、各構想区域の地域医療構想調整会議における議論が円滑に進むように支援していきます。

また、地域医療構想の進め方に関して地域医療構想調整会議の事務局に助言を行う役割や、地域医療構 想調整会議に参加し、議論が活性化するよう参加者に助言を行う役割を担う「地域医療構想アドバイザー」 制度を積極的に活用していきます。

なお、令和4(2022)年度から令和5(2023)年度にかけて、県内全ての公立・公的・民間医療機関において、自施設の現状や課題、今後の対応等について記載した対応方針の策定や検証・見直しを行うこととしています。これらの対応方針の策定や当該方針に沿った取組を進め、地域医療構想調整会議の議論の活性化を図ります。

高度な医療機能を有する基幹病院が集中する地域においては、それぞれの病院の特徴を活かした役割分担を明らかにし、相互の連携を強化するとともに構想区域を越えた医療の提供を行うなど、医療の質の向上と医療資源の効率的な配置を図っていきます。

地域医療連携推進法人設立の動きがあった場合は、関係者と情報を共有しながら、地域医療構想を達成するための取組を支援していきます。

2 医療機関の施設・設備整備の推進

高度急性期から慢性期までの病床機能の分化及び連携を進めるため、関係する医療機関間において協議・ 調整を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、不足する病床機能を充足させるための病床転 換を推進します。

また、地域の実態に応じた医療機能の配置を実現するため、医療機関が地域医療構想調整会議等の合意 を踏まえて行う自主的な病床削減や複数医療機関間の再編に取り組む際の支援も行っていきます。

3 疾病別・事業別の医療機能の分化と連携の促進

高度急性期については、医療資源の集積を考慮し、構想区域を越えた広域連携を基本とした体制整備を 図ります。

急性期、回復期及び慢性期については、患者住所地を基本として、構想区域内での完結を目指します。 緊急性の高い脳卒中、急性心筋梗塞を含む救急医療については、構想区域内で速やかに急性期の専門的 治療を受けることが必要ですが、当該診療を行う医療機関までのアクセス時間等を考慮し、構想区域を越 えた連携体制の充実・強化も図ります。

4 慢性期及び在宅医療等の患者へのサービス提供体制の確保

療養病床入院患者の実態を踏まえ、また、国の施策立案の動向を踏まえながら、令和7(2025)年に向けた慢性期病床及び在宅等での医療・介護ニーズに対応するために必要な体制整備を進めます。

引き続き、地域包括ケアシステムの充実を推進し、令和7(2025)年に向けた在宅医療や訪問看護体制の強化、介護保険施設の整備をはじめとした幅広い選択肢の中から、患者にとって最も適切な療養環境を提供できる体制の確保を目指します。

5 令和8(2026)年度以降における地域医療構想

現在の地域医療構想については、令和7(2025)年度までの取組を着実に進めるとともに、令和8(2026)年度以降についても、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる令和22(2040)年頃を視野に入れつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想を策定する必要があることから、現在の地域医療構想の取組の成果や国における検討・制度的対応を踏まえ、策定に向けた検討を行います。

4 病床の機能に関する情報提供の推進

医療を受ける当事者である患者や住民が、医療提供体制を理解し、医療の適切な選択や受診を行うことができるよう、病床機能報告を通じて把握した病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するものの病床の機能の情報について、県のホームページにより公表します。

5 「高度医療・人材育成拠点」の整備について(基本計画の概要)

本県においては、医師や診療科の偏在、高度医療機器の分散、都市部における医療機能の重複などに課題があり、とりわけ、高度な医療資源が集中する広島都市圏において、医療資源を集約化することにより、県内全域を対象に高い水準の医療を提供するとともに、中山間地域の地域医療を維持する必要があります。

こうした中、有識者会議から提言された「高度医療・人材育成拠点ビジョン」を踏まえ、本県では広島大学、医師会、関係機関等と協議し、令和4(2022)年 11 月に、拠点に必要な医療機能や広島都市圏の医療機能の分化・連携・再編の方向性等を「基本構想」として取りまとめました。

この基本構想に基づき、県立広島病院、JR広島病院、中電病院の3病院を中心に多くの医療資源を集約し、高度な医療や様々な症例が集積された魅力的な環境を整備することにより、全国から意欲ある若手医師を惹き寄せ、患者の状態に応じた切れ目のない医療を提供する地域完結型医療を実現するとともに、集積した医療人材の地域への派遣・循環体制の構築を目的とした新病院の基本計画を令和5(2023)年9月に策定したところであり、今後はこの計画に沿った取組を推進します。

1 新病院開院までの流れ

拠点ビジョン → 基本構想 → 基本計画 → 基本設計 → 実施設計 → 建設工事 → 開院 2022年3月 2022年11月 2023年9月 2023~2026年 2026~2030年 2030年 ※ スケジュールは、令和5(2023)年9月の想定

2 新病院の理念及び役割

(1) 理念

県民の皆様に信頼される基幹病院として全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供するととも に、医療人材を育成し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる広島県の実現に貢献します。

(2) 基本方針

- 1. 県民の信頼に応える病院
- 2. 職員にとってやりがいを持て、働きやすい病院
- 3. 環境にやさしい病院

(3) 役割

① 高度急性期医療機能

高度急性期・急性期を担う基幹病院として、最先端かつ多角的な医療技術を用いて、全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供します。

② 医療人材育成機能

新病院は、大学との連携により、高度急性期医療の提供に必要な医療スタッフを確保するとともに、 地域の医療の質を強化するため、豊富な症例や充実した指導体制など魅力ある研修体制を整備し、若 手医師をはじめとする医療人材を惹きつけ、育成します。

③ 広島県の医療提供体制を支える機能

広島大学等と連携した中山間地域等の医療機関に対する医療人材の派遣・循環の仕組みを構築する ことにより、地域の医療提供体制の維持・確保に努めます。